

緊急事態宣言解除後の学校運営について
(令和3年10月1日～10月14日)

1 教育活動について

- (1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで教育活動を行う。
- (2) 校外から大人数を呼び込むような授業参観日等、学校行事を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知する。また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を行う。
- (3) 県外での活動及び体験活動や校外学習は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施する。
- (4) 下記の感染防止対策を徹底する。
 - ア 登下校時・出勤時
 - (ア) 児童生徒、教職員の健康観察、健康管理の徹底については、現行通り継続する。児童生徒はもとより、同居の家族に発熱等の症状（ワクチン接種後を含む）があったり、PCR検査を受けている者がいたりする場合は登校しないことを徹底する。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）
 - (イ) 登下校時には、マスクを原則着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い日及び本人が息苦しさをを感じる場合は、感染防止をしながら着用しなくとも可とする。ただし、マスクを外す場合は、会話を控えることとする。
 - イ 教育活動時（レベル2）
 - (ア) 感染リスクの高いとされている学習活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
 - (イ) マスクは原則着用とし、感染防止の効果が高い不織布マスクを奨励すること。
 - (ウ) 教室、職員室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。
 - (エ) 給食の際には、飛沫を飛ばさないよう座席配置を工夫し、食事中は感染リスクが高まることから、マスクを外しての会話を行わない。
 - (オ) 出席停止の児童生徒はもとより、学級・学年の閉鎖、学校の臨時休業を実施する場合には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。
- (5) 心のケアについて
 - ア きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。
 - イ SNS 悩み相談（17:00～21:00）を周知する。
 - ウ 感染者、濃厚接触者及びその家族の人権に寄り添うため、「コロナに負けない！みんなのねがい」等を活用した学習を行う。

2 部活動等について

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。ただし、10月14日（木）までは、大会出場、練習試合、合同練習等は県内に限る。
- (2) 「いきいき運動部活動（4訂版）」、各競技団体・文化団体のガイドライン等をふまえた活動を行う。活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。
- (3) 合宿等宿泊を伴う活動は実施しない。
- (4) 学校関係者以外の協力は、10月14日（木）までは見合わせる。

3 学校施設の一般開放について

感染防止対策を徹底した上で、21時00分まで使用可とする。なお、学校の全体及び一部が臨時休業中の場合は開放しない。

4 熱中症対策（6月15日付け事務連絡及び文部科学省「熱中症対策ガイドライン作成の手引き」参照）

熱中症チェッカーによる暑さ指数及び環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」などを参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行う。

（屋内）空調設備による教室等の温度管理、空調設備のない場所では風通しをよくするとともに、激しい運動を避けるなど活動内容を十分に注意する。

（屋外）体育・スポーツ活動のほか登下校においても、気温・湿度や暑さ指数が高い日及び本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先する。

5 その他 感染防止対策として、下記の点について指導する。

（1）児童生徒

ア 放課後児童クラブや学習塾、スポーツ活動、習い事等は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。

イ 放課後児童クラブや学習塾、スポーツ活動、習い事等は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。

ウ 放課後児童クラブや学習塾、スポーツ活動、習い事等への行き帰りには、マスク着用を徹底する。ただし、気温・湿度や暑さ指数が高い日及び本人が息苦しさをを感じる場合は、感染防止をしながら着用しなくとも可とする。ただし、マスクを外す場合は、会話を控えることとする。

エ 不要不急の外出（友人宅、コンビニ等での飲食、会話等）は避け、速やかに帰宅するよう指導する。

（2）教職員

ア 引き続き感染リスクの高い行動等は、引き続き自粛するよう指導する。

イ 教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合も出勤を見合わせる。